

MAGAZINE FOR QUALITY OF LIFE

MEDICAL



メディカル クオール

2017
4
APRIL
No.269

「大エルミタージュ美術館展 オールドマスター 西洋絵画の巨匠たち」は、森アーツセンターギャラリー（六本木ヒルズ森タワー52階）で6月18日（日）まで開催後、愛知県美術館、兵庫県立美術館に巡回する。



ウィギリウス・エリクセン
《戴冠式のローブを着たエカテリーナ2世の肖像》
1760年代
©The State Hermitage Museum, St Petersburg, 2017-18

今月のKEYPERSON

國頭 英夫氏 日本赤十字社医療センター化学療法科部長

「次の世代に健全な社会を引き継ぐことに目が向けられるべきではないか」

特集

総合周産期母子医療センター看護管理者合同会議レポート
医療的ケアを必要とする児を受け入れる地域医療とは？
少子高齢化対策においても求められる周産期医療の充実

岩田めい達の医事放談

制度の抜本的な見直しが必要な介護保険制度

医療構造改革の今日的課題②

平成30年度診療報酬・介護報酬改定に向けた議論スタート
医療保障政策研究21

トレンディ・レポート

介護療養病床の転換先は「介護医療院」に
厚労省が介護保険法改正案を国会に提出

医療変革期の病院経営戦略②

2018年同時改定と医療・介護の連携
国際医療福祉大学大学院教授 武藤 正樹

徹底解説・医療経営ゼミナール

第58回 医療法人制度改革と持分なし医療法人移行促進策

東日本税理士法人 副所長・税理士 坂田茂

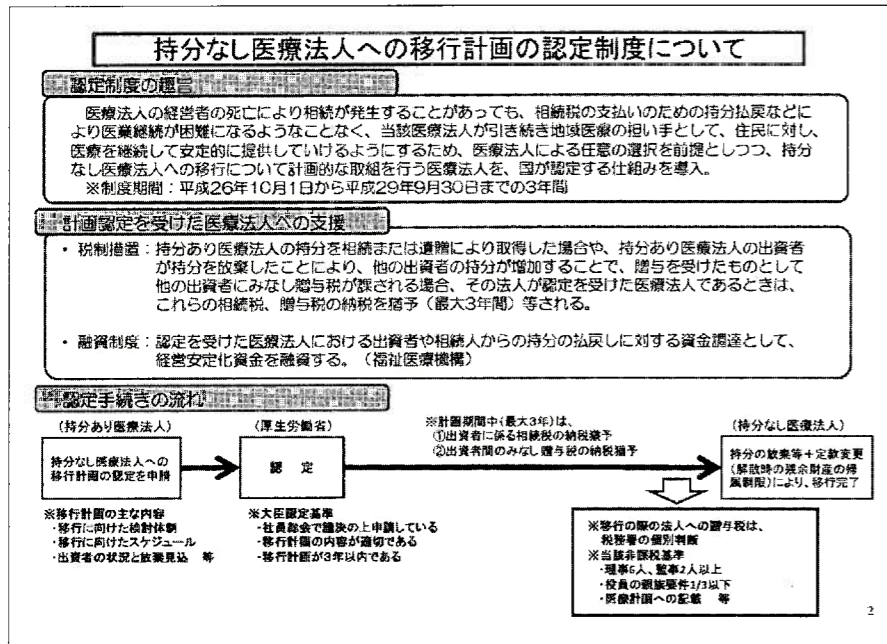
<表>

業務	実施期間
会計監査人候補者から提案書の提出	平成29年11月～
会計監査人候補者の選定	平成29年11月～
予備調査の実施および改善	平成29年11月～平成30年3月
社員総会にて会計監査人の選任	平成30年5月～6月
監査契約締結	平成30年5月～6月

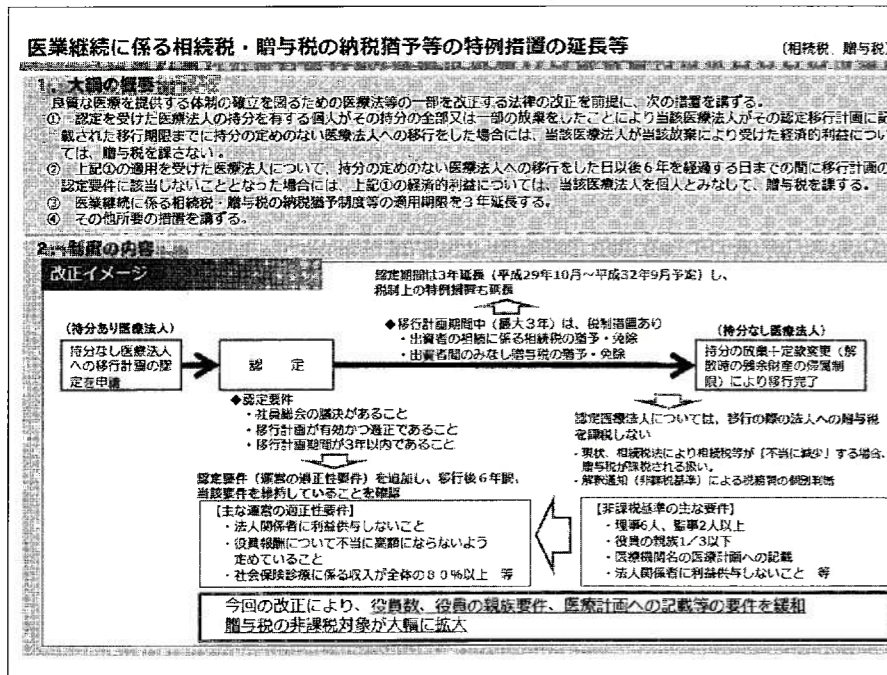
④新たな要件は認定時から満たす必要あり
 法人への贈与税が非課税となる基準は非常に厳しい内容であるが、新しい認定医療法人制度では、その要件が大幅に緩和される。

③法人のみなし贈与課税の適用対象
 新しい認定制度では、平成二九年一〇月以降に認定を受けるとその法人が三年以内に持分放棄をしても法人に贈与税が課されないことになった(適用対象外)。
 あくまでも、認定医療法人を経由した持分なし医療法人への移行に限られる。認定医療法人を経由しない、あるいは、平成二九年九月末日までに認定を受けた医療法人が持分放棄をした場合には、法人に贈与税が課される。

<図1>



<図2>



ただし、この要件は、持分放棄した時点から六年間満たせばよいわけではなく、最初の認定を受ける時点から要件を満たしていないといけない。つまり、認定申請をする時点から持分放棄時点まで、さらに、持分放棄時点から六年間要件を満たし続けたことで法人への贈与税非課税が確定する。

⑤相続発生後の駆け込み利用は厳しくなった
 ④で述べたように、認定申請時から要件を満たしている必要があるため、現行制度のように、相続が発生してから「駆け込み」的な制度利用は難しくなると思われる。つまり、当初から持分な

⑥この制度を利用する法人
 この新たな認定制度を利用する法人は、次のような法人が想定される。
 ・出資の含み益が相当額ある法人
 ・特定医療法人や社会医療法人へ移行することが難しい法人
 ・持分放棄を想定している法人

外部監査義務づけの医療法人
 ①決算終了後のスケジュール
 医療法第五条では、次のように規定されている。
 ・医療法人は、事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、MS法人等との取引報告書など)について、監事の監査を受けなければならない。
 ・外部監査対象の医療法人は、財産目録、貸借対照表および損益計算書の監査を受けなければならない。
 ・医療法人は、監事または公認会計士もしくは監査法人の監査を受けた事業報告書等について、理事会の承認を受けなければならない。
 つまり、通常の医療法人は、期末から二カ月以内に、監事の監査と理事会の決算承認を得れば問題ないが、外部監査が義務づけられる医療法人

持分なし医療法人移行促進策
 ①現行制度は九月末で期限切れ
 平成二六年一〇月一日から認定が開始された認定医療法人制度(持分なし医療法人への移行促進策)は三年間の時限立法であるため、今年の九月末日をもって期限が到来し、制度としては廃止される予定であった。認定権者は保健所や都道府県ではなく、厚生労働省が直接認定をして

六月一八日が会期末の通常国会において成立する改正医療法が前提となっており、改正であるため、もしも今年の通常国会で成立しなければ、現行の制度と新しい制度に空白期間が生じてしまう。そうすると、新しい認定制度の開始時期が遅れるわけだが、あくまでも延長期間は平成三二年九月末日であり、延長期間がさらに延長されることはない。その場合は、延長期間が三年未満となる。

先行して外部監査が導入された社会福祉法人の会計監査人(外部監査人)選定までのスケジュールは、三月決算法人であれば(表)のようなスケジュールが考えられる。
 そのなかの予備調査は省略できないので注意が必要だ。また、選定までは理事会、社員総会をその都度開催しなければならないので、あらかじめ、理事、社員および監事にアナウンスしておく必要があるだろう。

持分なし医療法人移行促進策
 ②延長期間は平成三二年九月末
 昨年一二月の税制改正大綱において、この制度の三年延長、法人へのみなし贈与税課税をしない、認定要件の緩和という改正が盛り込まれた(図2参照)。

一方、相続が発生して一〇カ月以内にこの制度の認定を受ければ、相続税の納税を猶予してもらえ、さらに、認定から三年以内に持分なし法人へ移行できればその相続税を免除してもらえという「駆け込み」的な使われ方もできた。

今年に入り、全国各地の厚生局が説明会(改正医療法及び持分なし医療法人への移行計画の認定制度に関する説明会)を順次開催したが、その説明会のなかで明確になったことが何点かある。
 今回は、昨年九月施行済み、そして四月施行の改正医療法、さらに、持分なし医療法人移行促進策の改正について補足したい。

は、監事の監査だけでなく、公認会計士等による監査も受けたいという理事会の決算承認を得ないといけない。期末から二カ月以内にすべてを完了しなければならず、スケジュール的にかなりタイトであるため、税務申告期限の延長なども考えなくてはならないであろう。

いる(図1参照)。認定要件はハードルが低いにもかかわらず、昨年九月末現在、認定件数は六一件と、事前予想を大幅に下回っている状況であった。その原因としてあげられるのが、最終的に持分なし医療法人へ移行した際に、法人に多額の贈与税が課される点であった。